

国 50

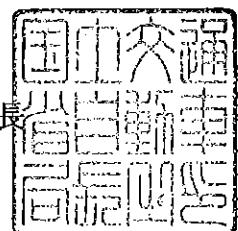
1311.08

国自技第127号の3

平成25年11月5日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局長



「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正
について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達
しましたので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対して
周知方お願いします。

別添
国自技第127号
平成25年11月5日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正
について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

別紙

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）

別添 基準緩和自動車の認定要領の一部改正

國自技第127号
改正平成25年11月5日

改 正 後	現 行
<p>第1 適用</p> <p>道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第55条の規定に基づき、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う保安基準の緩和に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。</p> <p>第2 用語</p> <p>(1) 「基準緩和」とは、保安基準第55条第1項の規定に基づき、保安基準の一部の規定を適用しないことをいう。</p> <p>(2) 「基準緩和の認定」とは、基準緩和を行おうとする自動車について、保安上及び公害防止上支障がないことを確認することをいう。</p> <p>(3) 「条件」とは、保安基準第55条第2項に規定する「条件」をいう。</p> <p>(4) 「制限」とは、保安基準第55条第2項に規定する「認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限」をいう。</p> <p>(5) 「継続緩和の認定」とは、保安基準第55条第2項の規定により基準緩和の認定に期限を付した自動車について、当該期限の経過後においても引き続いて行う基準緩和の認定をいう。</p> <p>(6) 「営業所等」とは、営業所その他、同一使用者のもとで自動車の運行について他と区分して管理が行われる単位をいう。</p> <p>(7) 「連節バス」とは、連節部により結合された二つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であって、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のものをいう。</p> <p>(8) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条に規定する高速自動車国道又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2に規定する自動車専用道路により構成される連続する路線であって、その一部区間又は全区間の最高速度の指定が80キロメートル毎時以上であるものをいう。</p> <p>(9) 「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」とは、別添「海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて」（平成15年5月9日付け国道交第17号）別紙「国際海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」に規定する試験方法及び判定基準をいう。</p>	<p>第1 適用</p> <p>道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第55条の規定に基づき、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う保安基準の緩和に係る自動車の認定は、本要領によるものとする。</p> <p>第2 用語</p> <p>(1) 「基準緩和」とは、保安基準第55条第1項の規定に基づき、保安基準の一部の規定を適用しないことをいう。</p> <p>(2) 「基準緩和の認定」とは、基準緩和を行おうとする自動車について、保安上及び公害防止上支障がないことを確認することをいう。</p> <p>(3) 「条件」とは、保安基準第55条第2項に規定する「条件」をいう。</p> <p>(4) 「制限」とは、保安基準第55条第2項に規定する「認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限」をいう。</p> <p>(5) 「継続緩和の認定」とは、保安基準第55条第2項の規定により基準緩和の認定に期限を付した自動車について、当該期限の経過後においても引き続いて行う基準緩和の認定をいう。</p> <p>(6) 「営業所等」とは、営業所その他、同一使用者のもとで自動車の運行について他と区分して管理が行われる単位をいう。</p> <p>(7) 「連節バス」とは、連節部により結合された二つの堅ろうな車室で構成され、車体が屈折する特殊な構造を有し、前車室と後車室の連結及び切り離しが路上等作業設備のない場所で行えない構造の自動車であって、旅客が前後の車室間を自由に移動できる構造のものをいう。</p> <p>(8) 「高速自動車国道等」とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条に規定する高速自動車国道又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2に規定する自動車専用道路により構成される連続する路線であって、その一部区間又は全区間の最高速度の指定が80キロメートル毎時以上であるものをいう。</p> <p>(9) 「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」とは、別添「海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて」（平成15年5月9日付け国道交第17号）別紙「国際海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」に規定する試験方法及び判定基準をいう。</p>

- (10)「飛行場の設置者等」とは、国土交通大臣が管理する飛行場にあっては国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第39条又は地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条の規定に基づく空港事務所の長、それ以外の公共の用に供する飛行場にあっては航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（空港整備法（昭和31年法律第80号）第4条第4項に規定する地方公共団体を含む。）をいう。
- (11)「飛行場の制限区域」とは、滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロンその他飛行場の設置者等が飛行場ごとに立入りを制限するために定める区域をいう。
- (12)「走行試験」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条第1項の「試運転」に該当するものとして、主に本邦で販売することを目的として開発中の自動車（以下「試験自動車」という。）が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、道路運送車両法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。
- (13)「自動車製作者等」とは、自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を作成することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とするものをいう。
- (14)「自動車型式認証実施要領」とは、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年1月12日自審第1252号）別添「自動車型式認証実施要領」をいう。
- (15)「新型自動車取扱要領」とは、自動車型式認証実施要領中「第3 新型自動車取扱要領」をいう。
- (16)「自動車検査業務等実施要領」とは、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）別添「自動車検査業務等実施要領」をいう。
- (17)「貨物自動車運送事業用自動車」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条の貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- (18)「災害応急対策」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う対策をいう。
- (19)「トレーラ・ハウス」とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用される施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第2条の制限を超えているものをいう。

第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車

基準緩和の認定を申請することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

- (1) 長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下、単に「単体物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）
- (2) 分割可能な貨物を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条及び第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載しかつ輸送することができるバン型（オープントップ型を含む。）、タンク型（ミキサー車、粉粒体運搬車等を含む。）、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用、あおり型（貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり及び固縛装置を有するものに限る。）、スタンション型（貨物の落下を防止するために十分な強度のスタンション及び固縛装置を有するものに限る。この場合において、十分な強度のスタンション（前方への貨物の突出を防止するために荷台前部に備えるものを含む。）は、車体に固定されているものであること（以下、このスタンション型を「固定式スタンション型」とい

- (10)「飛行場の設置者等」とは、国土交通大臣が管理する飛行場にあっては国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第39条又は地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条の規定に基づく空港事務所の長、それ以外の公共の用に供する飛行場にあっては航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（空港整備法（昭和31年法律第80号）第4条第4項に規定する地方公共団体を含む。）をいう。
- (11)「飛行場の制限区域」とは、滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロンその他飛行場の設置者等が飛行場ごとに立入りを制限するために定める区域をいう。
- (12)「走行試験」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第35条第1項の「試運転」に該当するものとして、主に本邦で販売することを目的として開発中の自動車（以下「試験自動車」という。）が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、道路運送車両法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。
- (13)「自動車製作者等」とは、自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を作成することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とするものをいう。
- (14)「自動車型式認証実施要領」とは、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年1月12日自審第1252号）別添「自動車型式認証実施要領」をいう。
- (15)「新型自動車取扱要領」とは、自動車型式認証実施要領中「第3 新型自動車取扱要領」をいう。
- (16)「自動車検査業務等実施要領」とは、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）別添「自動車検査業務等実施要領」をいう。
- (17)「貨物自動車運送事業用自動車」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条の貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。
- (18)「災害応急対策」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う対策をいう。
- (19)「トレーラ・ハウス」とは、住居、店舗、事務営業所、公共施設等として使用される施設・工作物を有する被けん引自動車であって、その大きさが保安基準第2条の制限を超えているものをいう。
- ### 第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車
- 基準緩和の認定を申請することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。
- (1) 長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下、単に「単体物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）
- (2) 分割可能な貨物を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条及び第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載しかつ輸送することができるバン型（オープントップ型を含む。）、タンク型（ミキサー車、粉粒体運搬車等を含む。）、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用、あおり型（貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり及び固縛装置を有するものに限る。）、スタンション型（貨物の落下を防止するために十分な強度のスタンション及び固縛装置を有するものに限る。この場合において、十分な強度のスタンション（前方への貨物の突出を防止するために荷台前部に備えるものを含む。）は、車体に固定されているものであること（以下、このスタンション型を「固定式スタンション型」とい

う。）。ただし、側面に備えるスタンションは、分割可能な貨物の輸送時において装着することが確実であると認められる場合にあっては、脱着できるものであってもよい（以下、このスタンション型を「脱着式スタンション型」という。）。又は船底型（貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限る。）であって、当該輸送物品を確実に積載する構造を有するセミトレーラ

- (3) 第1号又は前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車
- (4) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナであって最大総重量が30.48トンであるもの（以下「40フィートコンテナ等」という。）、並びに長さ20フィートコンテナであって最大総重量が24.00トンであるもの（以下「20フィートコンテナ」という。）をいう。）を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有する被けん引自動車
- (5) 前号の自動車を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条の2（軸重等）に定める基準（「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」による試験結果が判定基準に適合しているものに限る。）を超えてけん引することができる構造を有するけん引自動車
- (6) 最高速度が100キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引車をけん引するけん引自動車をいう。）であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
- (7) 離島（高速自動車国道等を有する島及び架橋等により高速自動車国道等との道路交通が確保されている島を除く。）に使用の本拠の位置を有する大型貨物自動車（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
- (8) 起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ない路線を定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車その他使用の態様が特殊である自動車
- (9) 路線を定めて定期的に運行する連節バスであって、長さが18メートル以下のもの
- (10) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、長さが15メートル以下であり、かつ、後車軸（駆動輪を除く。）に操舵機構が備わっているもの
- (11) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、高速道路等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。）又は高速自動車国道等（最高速度の指定が80キロメートル毎時未満であるものを含む。）を運行する距離又は時間が路線全体の2分の1以下で、かつ、当該道路を60キロメートル毎時以下で運行する自動車
- (12) 特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車であって、その使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車
- (13) 緊急車両又は保安用車両に備えるものとして青色、その他の車両に備えるものとして黄色の点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面を有する自動車であって、当該点滅する灯火を飛行場の制限区域内でのみ使用する自動車
- (14) 道路法第47条の2第1項の規定により道路管理者が通行条件として付した第3第1号の自動車（幅が

う。）。ただし、側面に備えるスタンションは、分割可能な貨物の輸送時において装着することが確実であると認められる場合にあっては、脱着できるものであってもよい（以下、このスタンション型を「脱着式スタンション型」という。）。又は船底型（貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限る。）であって、当該輸送物品を確実に積載する構造を有するセミトレーラ

- (3) 第1号又は前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車
- (4) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナであって最大総重量が30.48トンであるもの（以下「40フィートコンテナ等」という。）、並びに長さ20フィートコンテナであって最大総重量が24.00トンであるもの（以下「20フィートコンテナ」という。）をいう。）を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有する被けん引自動車
- (5) 前号の自動車を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条の2（軸重等）に定める基準（「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」による試験結果が判定基準に適合しているものに限る。）を超えてけん引することができる構造を有するけん引自動車
- (6) 最高速度が100キロメートル毎時以下である大型貨物自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの若しくはこれに該当する被けん引車をけん引するけん引自動車をいう。）であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
- (7) 離島（高速自動車国道等を有する島及び架橋等により高速自動車国道等との道路交通が確保されている島を除く。）に使用の本拠の位置を有する大型貨物自動車（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
- (8) 起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ない路線を定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車その他使用の態様が特殊である自動車
- (9) 路線を定めて定期的に運行する連節バスであって、長さが18メートル以下のもの
- (10) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、長さが15メートル以下であり、かつ、後車軸（駆動輪を除く。）に操舵機構が備わっているもの
- (11) 路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、高速道路等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。）又は高速自動車国道等（最高速度の指定が80キロメートル毎時未満であるものを含む。）を運行する距離又は時間が路線全体の2分の1以下で、かつ、当該道路を60キロメートル毎時以下で運行する自動車
- (12) 特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車であって、その使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車
- (13) 緊急車両又は保安用車両に備えるものとして青色、その他の車両に備えるものとして黄色の点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面を有する自動車であって、当該点滅する灯火を飛行場の制限区域内でのみ使用する自動車
- (14) 道路法第47条の2第1項の規定により道路管理者が通行条件として付した第3第1号の自動車（幅が

- 3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限る。)の前後を誘導するための自動車であって、誘導中のみに使用する緑色の点滅する灯火を1個(複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。)備えるもの(但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。)
- (15)幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引するトラクタであって、当該トレーラをけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火(車体の上部の見やすい位置に2個(発光部の数)以下とする。)を備えるもの
- (16)道路以外の場所でのみ使用するものとして、ABSを作動不能とするための手動装置を備えた自動車であって、運転者席において当該装置の作動状態を確認できる装置を備え、かつ、当該装置を道路以外の場所でのみ使用する旨の表示(コーションラベルの貼付など)がなされているもの
- (17)国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第2条第3項に定める国際埠頭施設であって、同法第32条及び第33条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第29条に基づき、当該施設の保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲のみで当該灯火を使用することを地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の事務所又は事業所(港湾関係に限る。以下「港湾事務所等」という。)の長が認めた港湾事務所等が所有する自動車
- (18)道路を横断する場合に限り運行するものであって、分割可能な貨物を保安基準第2条(長さ)、同第4条(車両総重量)、同第4条及び第4条の2(軸重等)(軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。)又は同第6条(最小回転半径)に定める基準を超えて積載し、かつ輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。)であって、長さ(被けん引自動車にあっては連結時全長)が21.5メートル以下のもの。
- (19)前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものを保安基準第4条(車両総重量)に定める基準又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に定める基準(軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。)を超えてけん引することができる構造を有するけん引自動車
- (20)外装基準の適用を受ける日本の伝統的な装飾を施した靈柩自動車(宮型靈柩自動車)であって貨物自動車運送事業用自動車として登録されるもの
- (21)トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定位して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの
- (22)災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車
- (23)前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車
- 注 第1号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。

第4 申請者等

- 1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者(法人にあっては、その代表者。以下同じ。)が行うものとする。なお、第3第14号の申請は、誘導される自動車の使用者と同一の者であって、誘導される自動車1両につき最大4両まで行うことができるものとする。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって基準緩和の認定の申請を行うことができ

- 3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限る。)の前後を誘導するための自動車であって、誘導中のみに使用する緑色の点滅する灯火を1個(複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。)備えるもの(但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。)
- (15)幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引するトラクタであって、当該トレーラをけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火(車体の上部の見やすい位置に2個(発光部の数)以下とする。)を備えるもの
- (16)道路以外の場所でのみ使用するものとして、ABSを作動不能とするための手動装置を備えた自動車であって、運転者席において当該装置の作動状態を確認できる装置を備え、かつ、当該装置を道路以外の場所でのみ使用する旨の表示(コーションラベルの貼付など)がなされているもの
- (17)国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第2条第3項に定める国際埠頭施設であって、同法第32条及び第33条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第29条に基づき、当該施設の保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲のみで当該灯火を使用することを地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の事務所又は事業所(港湾関係に限る。以下「港湾事務所等」という。)の長が認めた港湾事務所等が所有する自動車
- (18)道路を横断する場合に限り運行するものであって、分割可能な貨物を保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に定める基準(軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。)を超えて積載し、かつ輸送することができる構造を有する自動車(けん引自動車を除く。)
- (19)前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものを保安基準第4条(車両総重量)に定める基準又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に定める基準(軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。)を超えてけん引することができる構造を有するけん引自動車
- (20)外装基準の適用を受ける日本の伝統的な装飾を施した靈柩自動車(宮型靈柩自動車)であって貨物自動車運送事業用自動車として登録されるもの
- (21)トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定位して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの
- (22)災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車
- (23)前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車
- 注 第1号は、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車は含まない。

第4 申請者等

- 1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者(法人にあっては、その代表者。以下同じ。)が行うものとする。なお、第3第14号の申請は、誘導される自動車の使用者と同一の者であって、誘導される自動車1両につき最大4両まで行うことができるものとする。
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、使用者に代わって基準緩和の認定の申請を行うことができ

る。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。

- (1) 国、地方公共団体等の長から基準緩和の認定の申請を委任された者
- (2) 法人の代表者から基準緩和の認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

第5 申請書及び添付資料

- 1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。）により行うことができる。ただし、電子申請後に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料2通を地方運輸局長に提出するものとする。
- 2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車（当該取消処分を受けた自動車を含む。）について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。
- 3 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することができる。
- 4 基準緩和の認定を受けた自動車について、第8第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、住所、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。この場合において、変更申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、電子申請後に当該変更内容についての資料を地方運輸局長に提出するものとする。
- 5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）の経由を定めることができる。

第6 審査

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。
 - (1) 当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (2) 当該自動車の運行が道路構造及び道路交通に与える支障
 - (3) 主な運行経路
 - (4) その他の必要事項
- 2 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに基準緩和の認定を受けようとする

る。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする。

- (1) 国、地方公共団体等の長から基準緩和の認定の申請を委任された者
- (2) 法人の代表者から基準緩和の認定の申請を委任された当該法人の営業所等の長

第5 申請書及び添付資料

- 1 基準緩和の認定を申請しようとする者は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）に基づく、国土交通省オンライン申請システムを利用して行うオンライン申請をいう。）により行うことができる。ただし、電子申請後に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料2通を地方運輸局長に提出するものとする。
- 2 前項に規定する申請において、当該申請日前1年以内に基準緩和の認定の取消処分を受けた自動車と同一の営業所等に属する自動車（当該取消処分を受けた自動車を含む。）について基準緩和の認定を申請しようとする場合は、前項に規定する申請書及び添付資料のほか、当該営業所等に属するすべての基準緩和自動車について、当該取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績を添付資料として提出するものとする。
- 3 第1項に規定する申請において、同一の申請者が複数の類似する自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することができる。
- 4 基準緩和の認定を受けた自動車について、第8第1項の規定により基準緩和認定書の交付を受けた者の氏名若しくは名称、住所、使用の本拠の位置（同一地方運輸局管内に限る。）又は地方運輸局長が指定する事項について変更があった場合は、認定を受けた地方運輸局長に対し、当該変更内容についての資料を添えて、速やかに第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出するものとする。この場合において、変更申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、電子申請後に当該変更内容についての資料を地方運輸局長に提出するものとする。
- 5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）の経由を定めることができる。

第6 審査

- 1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けようとする自動車について、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。
 - (1) 当該自動車の構造又は使用の態様の特殊性により基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
 - (2) 当該自動車の運行が道路構造及び道路交通に与える支障
 - (3) 主な運行経路
 - (4) その他の必要事項
- 2 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに基準緩和の認定を受けようとする

ものにあっては、前項に規定する審査に当たって、特に次の各号について審査するものとする。

- (1) 輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性
- (2) 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
- (3) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
- (4) 申請者が既に有している自動車では当該物品を輸送不可能であることなど新たに基準緩和の認定を受けなければならない必要性
- (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制

3 前項に規定する審査は、必要に応じ、次に掲げる方法に従って行うものとする。

- (1) 当該物品の輸送依頼者（荷主）に対して聴取する。
- (2) 工場等当該物品を製造し、又は保管する場所への立入調査により現物を確認する。
- (3) 当該物品を製造し、又は保管する場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。
- (4) 当該物品が国、地方公共団体等が行う公共事業に使用される場合は、当該物品に係る公共事業の工事概要、仕様書及び図面等を確認する。
- (5) 当該物品が外国から輸入されたものである場合は、当該物品の通関証明書及び仕様書等を確認する。
- (6) 申請に係る自動車が自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。

4 地方運輸局長は、第3第1号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）について前3項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で分割不可能な単体物品を輸送する場合における最大積載量（以下「単体物品基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、単体物品基準緩和最大積載量と車両重量の合計として単体物品基準緩和車両総重量を定めるものとする。この場合において、第3第1号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）であって緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）の規定又は同第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に限られるもの（以下「重量緩和セミトレーラ」という。）について、保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量（以下「基準車両総重量」という。）を定めるとともに、保安基準第53条の規定に基づき分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量（以下「基準最大積載量」という。）を定めるものとする。

5 車両総重量が50トン以上の被けん引自動車、その他道路構造又は道路交通に著しい支障を与える可能性があると判断される自動車にあっては、第1項及び第2項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

6 第3第2号に規定するセミトレーラ又は当該セミトレーラをけん引することができる構造を有するけん引自動車であって緩和項目に第4条の2（軸重等）が含まれるものにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者の意見を聴取するものとする。

7 第3第9号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

ものにあっては、前項に規定する審査に当たって、特に次の各号について審査するものとする。

- (1) 輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性
- (2) 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
- (3) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
- (4) 申請者が既に有している自動車では当該物品を輸送不可能であることなど新たに基準緩和の認定を受けなければならない必要性
- (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制

3 前項に規定する審査は、必要に応じ、次に掲げる方法に従って行うものとする。

- (1) 当該物品の輸送依頼者（荷主）に対して聴取する。
- (2) 工場等当該物品を製造し、又は保管する場所への立入調査により現物を確認する。
- (3) 当該物品を製造し、又は保管する場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。
- (4) 当該物品が国、地方公共団体等が行う公共事業に使用される場合は、当該物品に係る公共事業の工事概要、仕様書及び図面等を確認する。
- (5) 当該物品が外国から輸入されたものである場合は、当該物品の通関証明書及び仕様書等を確認する。
- (6) 申請に係る自動車が自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかな当該物品の写真を確認する。

4 地方運輸局長は、第3第1号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）について前3項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で分割不可能な単体物品を輸送する場合における最大積載量（以下「単体物品基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、単体物品基準緩和最大積載量と車両重量の合計として単体物品基準緩和車両総重量を定めるものとする。この場合において、第3第1号に規定する自動車（セミトレーラに限る。）であって緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）の規定又は同第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に限られるもの（以下「重量緩和セミトレーラ」という。）について、保安基準第4条に定める車両総重量及び第4条の2に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量（以下「基準車両総重量」という。）を定めるとともに、保安基準第53条の規定に基づき分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量（以下「基準最大積載量」という。）を定めるものとする。

5 車両総重量が50トン以上の被けん引自動車、その他道路構造又は道路交通に著しい支障を与える可能性があると判断される自動車にあっては、第1項及び第2項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

6 第3第2号に規定するセミトレーラ又は当該セミトレーラをけん引することができる構造を有するけん引自動車であって緩和項目に第4条の2（軸重等）が含まれるものにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者の意見を聴取するものとする。

7 第3第9号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。

第7 条件、期限及び制限の付与

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第2の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。

- (1) 重量緩和セミトレーラ 同表中「車両総重量（004）」については、3及び7を、「軸重（005）」については3及び5を、「隣接軸重（056）」については4を、「輪荷重（006）」については4

- (2) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送するセミトレーラ（脱着式スタンション型のものを除く。） 同表中「車両総重量（004）」については、9から16までのうち該当するもの

- (3) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送する脱着式スタンション型のセミトレーラ 同表中「車両総重量（004）」については、17から21までのうちのいずれかに該当するもの（該当する本数が無い場合は適当な本数に置き換えて適用する。）

2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条（車両総重量）及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

- (1) 新規検査又は構造等変更検査を受ける必要のある自動車にあっては、それぞれの検査における自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日

- (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車にあっては、自動車検査証の有効期間の満了日（自動車検査証の有効期間が満了している場合は、継続検査において交付される自動車検査証の有効期間の満了日）から起算して1年を経過した日

3 地方運輸局長は、第3第11号の自動車について、基準緩和項目がABSである場合には、申請に係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付すものとする。

4 地方運輸局長は、第10の規定に基づき第3第2号に規定するセミトレーラの基準緩和の認定を行う場合には、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限るなどの必要な制限を付すものとする。

5 地方運輸局長は、第16の規定に基づき第3第18号又は第19号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、道路を横断する場合に限るなどの必要な制限を付すものとする。

6 地方運輸局長は、第17の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。

- (1) 保安基準第12条及び第13条に規定する条項を認定する必要がある場合には、運行速度（25キロメートル毎時を上限）及び運行期間中のけん引車との連結状態

- (2) 当該自動車をけん引するけん引自動車

- (3) 特定地までの運行経路

- (4) 連結車両の前方及び後方への警戒車両の配置並びに当該自動車の後方への運行速度の表示

- (5) 運行経路及び運行速度を考慮した認定の期限

第7 条件、期限及び制限の付与

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を行う場合は、別表第2の基準緩和項目に応じて、それぞれ同表に掲げる条件又は制限のうち必要と認めるものを付すものとする。この場合において、次に掲げる自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる条件又は制限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、基準緩和項目に応じて、同表に掲げる条件又は制限以外の条件又は制限を付すことができる。

- (1) 重量緩和セミトレーラ 同表中「車両総重量（004）」については、3及び7を、「軸重（005）」については3及び5を、「隣接軸重（056）」については4を、「輪荷重（006）」については4

- (2) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送するセミトレーラ（脱着式スタンション型のものを除く。） 同表中「車両総重量（004）」については、9から16までのうち該当するもの

- (3) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送する脱着式スタンション型のセミトレーラ 同表中「車両総重量（004）」については、17から21までのうちのいずれかに該当するもの（該当する本数が無い場合は適当な本数に置き換えて適用する。）

2 地方運輸局長は、第6第2項の自動車について、保安基準第4条（車両総重量）及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和の認定を行う場合には、次の各号により期限を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

- (1) 新規検査又は構造等変更検査を受ける必要のある自動車にあっては、それぞれの検査における自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日

- (2) 前号に掲げる自動車以外の自動車にあっては、自動車検査証の有効期間の満了日（自動車検査証の有効期間が満了している場合は、継続検査において交付される自動車検査証の有効期間の満了日）から起算して1年を経過した日

3 地方運輸局長は、第3第11号の自動車について、基準緩和項目がABSである場合には、申請に係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付すものとする。

4 地方運輸局長は、第10の規定に基づき第3第2号に規定するセミトレーラの基準緩和の認定を行う場合には、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限るなどの必要な制限を付すものとする。

5 地方運輸局長は、第16の規定に基づき第3第18号又は第19号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、道路を横断する場合に限るなどの必要な制限を付すものとする。

6 地方運輸局長は、第17の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すとともに、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。

- (1) 保安基準第12条及び第13条に規定する条項を認定する必要がある場合には、運行速度（25キロメートル毎時を上限）及び運行期間中のけん引車との連結状態

- (2) 当該自動車をけん引するけん引自動車

- (3) 特定地までの運行経路

- (4) 連結車両の前方及び後方への警戒車両の配置並びに当該自動車の後方への運行速度の表示

- (5) 運行経路及び運行速度を考慮した認定の期限

7 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第22号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。

第8 基準緩和の認定等

1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第16、第17又は第18の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、A B S、座席、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、関係資料を添付のうえ、第8号様式により基準緩和の認定を行った旨を通知するものとする。

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第16、第17又は第18の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用的態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第9 繼続緩和の認定

1 第8第1項の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。

2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、電子申請後に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料2通を地方運輸局長に提出するものとする。

3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態

7 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第22号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。

第8 基準緩和の認定等

1 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第16、第17又は第18の規定に基づいて審査した結果、基準緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく条件、期限及び制限を付したうえで、基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。

2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、A B S、座席、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3により表示するものとする。

この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。

3 地方運輸局長は、第1項の規定により基準緩和認定書を申請者に交付したときは、直ちに当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に対し、関係資料を添付のうえ、第8号様式により基準緩和の認定を行った旨を通知するものとする。

4 地方運輸局長は、第6、第11、第12、第16、第17又は第18の規定に基づいて審査した結果、保安上若しくは公害防止上支障があると認める場合又は申請に示された使用的態様以外の態様に使用されるおそれ若しくは基準緩和の認定に付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、基準緩和の認定をしないものとする。この場合において、地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長に通知するものとする。

第9 繼続緩和の認定

1 第8第1項の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の使用者は、第7第2項の規定により付された期限後においても当該自動車を引き続き基準緩和の認定を受けて使用しようとする場合は、期限の2か月前までに継続緩和の認定の申請を行うものとする。

2 継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付し、正本及び副本各1通を当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。この場合において、申請書の提出は、電子申請により行うことができる。ただし、電子申請後に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料2通を地方運輸局長に提出するものとする。

3 地方運輸局長は、継続緩和の認定を受けようとする自動車について、第6第2項の自動車にあっては、第6（第2項を除く。）の規定によるほか、前回の基準緩和の認定から変更のあった事由、その構造若しくはその使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態

様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。

(1) 少なくとも申請直前6か月間における物品の輸送が次の資料により適切に実施されていると認められること

- ① 貨物自動車運送事業用自動車にあっては、乗務等の記録、運行記録計による記録等
- ② 自家用自動車にあっては、運行記録計による記録、輸送物品の保有状況等

(2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること

- ① 輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性
- ② 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
- ③ 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
- ④ 申請者が保有する他の自動車では当該物品を輸送不可能であることなど当該自動車を使用しなければならない必要性
- ⑤ 今回の申請に係る物品輸送計画の前回のそれとの相違

(3) 繼続緩和の認定を受けようとする自動車に係る申請直前の2か年間における物品の輸送について、都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定期）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第16、第17又は第18」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 地方運輸局長は、前項の規定により、基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載されている基準緩和の認定に付された期限について、使用的本拠の位置を管轄する運輸支局等において、速やかに当該期限を変更する手続を行わなければならない旨、指示するものとする。

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、第4第1項の規定にかかわらず、使用者以外の者が申請した自動車に対し、基準緩和の認定を行うことができるものとする。この場合において、第1

様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

この場合において、第6第3項の規定の適用に当たって、「前項」とあるのは「第9第3項第1号」と読み替えるものとする。

(1) 少なくとも申請直前6か月間における物品の輸送が次の資料により適切に実施されていると認められること

- ① 貨物自動車運送事業用自動車にあっては、乗務等の記録、運行記録計による記録等
- ② 自家用自動車にあっては、運行記録計による記録、輸送物品の保有状況等

(2) 次の事項について、今後の物品輸送計画が適切なものであること

- ① 輸送しようとする物品が分割不可能であり、かつ、必要最小限の寸法及び重量であることなど基準緩和の認定を行うことの妥当性
- ② 当該物品の輸送頻度及び輸送期間
- ③ 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
- ④ 申請者が保有する他の自動車では当該物品を輸送不可能であることなど当該自動車を使用しなければならない必要性
- ⑤ 今回の申請に係る物品輸送計画の前回のそれとの相違

(3) 繼続緩和の認定を受けようとする自動車に係る申請直前の2か年間における物品の輸送について、都道府県公安委員会からの貨物の積載に係る違反通知がないこと及び道路管理者からの特殊車両通行許可違反通知がないこと

4 地方運輸局長は、前項の審査の結果、継続緩和の認定を行うことが適当であると判断した場合は、第8第1項の規定にかかわらず、第7第1項に基づく条件及び制限並びに基準緩和の認定に付された期限の日（自動車検査証の有効期間満了日を経過している自動車については、継続検査申請予定期）から起算して2年を経過した日までを最長として、継続緩和の認定を受けた後、最初の自動車検査証の有効期間の満了日から起算して1年を経過した日までの期限を付したうえで、継続緩和の認定を行い、第5号様式による基準緩和認定書を申請者に交付するものとする。ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第8第2項から第4項までは、継続緩和の認定に適用する。この場合において、第8第3項の適用に当たって、「第1項の規定により基準緩和の認定書」とあるのは「基準緩和の認定書」と、第8第4項の規定の適用に当たって、「第6、第11、第12、第16、第17又は第18」とあるのは「前項」とそれぞれ読み替えるものとする。

5 地方運輸局長は、前項の規定により、基準緩和認定書を申請者に交付する際、申請者に対し、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記載されている基準緩和の認定に付された期限について、使用的本拠の位置を管轄する運輸支局等において、速やかに当該期限を変更する手続を行わなければならない旨、指示するものとする。

第10 基準緩和の認定一括処理の特例

1 第3に規定する自動車のうち次に掲げるものについては、第4第1項の規定にかかわらず、使用者以外の者が申請した自動車に対し、基準緩和の認定を行うことができるものとする。この場合において、第1

号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車の車両総重量の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあっては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。

- (1) 基準緩和の認定の際に条件又は制限が付されている被けん引自動車をけん引するためにあらかじめ必要な条件又は制限を付したけん引自動車であり、かつ、保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの（車両総重量50トン以上の被けん引自動車をけん引するものを除く。）
- (2) その構造又は使用の態様が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

① 新型自動車取扱要領に基づく新型自動車であって、次に掲げるもの

- イ クレーン車
- ロ クレーン用台車
- ハ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）

ニ 第3第2号に規定するセミトレーラ（基準緩和の認定を受ける項目が車両総重量のみのものであって、かつ、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。）

ホ 第3第4号に規定する被けん引自動車

② 施行規則第62条の3の規定に基づき型式認定を受ける小型特殊自動車

2 前項の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者に限り行うことができる。

3 前2項の規定に基づく基準緩和の認定について、第8第3項及び第4項の規定の適用に当たって、「当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長」とあるのは「管内の運輸支局等の長」と読み替えるものとする。

4 地方運輸局長は、第1項第2号に規定する自動車（次の各号のいずれかに該当する自動車を除く。）について、第1項の規定に基づき基準緩和の認定を行う場合は、第7第1項の規定にかかわらず、別表第4の基準緩和項目に応じてそれぞれ同表に掲げる必要な制限を付すものとする。

- (1) 使用する場所が港湾等に限定される自動車
- (2) 自動車の幅が3.2メートルを超える自動車
- (3) 車両総重量が50トンを超える自動車

5 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車取扱要領に基づく新型自動車に限る。）及び前項に規定する自動車について、第1項の規定に基づき基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付したときは、他の地方運輸局長に対し、基準緩和の認定を行った旨を連絡するものとする。

6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車取扱要領に基づく新型自動車に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第19第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7 地方運輸局長は、第1項第1号に規定する自動車であって、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4(4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあってはこの限りでない。

号の自動車にあっては、新型自動車取扱要領に基づく新型自動車の車両総重量の届出値に対して±400キログラムの範囲を示して（基準の制限などにより上限値又は下限値が定められているものにあっては、当該上限値又は下限値を限度とする。）認定することができる（軸重等の取扱いもこれに準じる。）。

- (1) 基準緩和の認定の際に条件又は制限が付されている被けん引自動車をけん引するためにあらかじめ必要な条件又は制限を付したけん引自動車であり、かつ、保安上及び公害防止上支障がないと認められるもの（車両総重量50トン以上の被けん引自動車をけん引するものを除く。）
- (2) その構造又は使用の態様が特殊であることにより、あらかじめ必要な条件又は制限を付した場合には保安上及び公害防止上支障がないと認められる自動車として次に掲げるもの

① 新型自動車取扱要領に基づく新型自動車であって、次に掲げるもの

- イ クレーン車
- ロ クレーン用台車
- ハ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）

ニ 第3第2号に規定するセミトレーラ（基準緩和の認定を受ける項目が車両総重量のみのものであって、かつ、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。）

ホ 第3第4号に規定する被けん引自動車

② 施行規則第62条の3の規定に基づき型式認定を受ける小型特殊自動車

2 前項の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車の製作者又は製作者と販売契約を締結した者に限り行うことができる。

3 前2項の規定に基づく基準緩和の認定について、第8第3項及び第4項の規定の適用に当たって、「当該基準緩和の認定に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等の長」とあるのは「管内の運輸支局等の長」と読み替えるものとする。

4 地方運輸局長は、第1項第2号に規定する自動車（次の各号のいずれかに該当する自動車を除く。）について、第1項の規定に基づき基準緩和の認定を行う場合は、第7第1項の規定にかかわらず、別表第4の基準緩和項目に応じてそれぞれ同表に掲げる必要な制限を付すものとする。

- (1) 使用する場所が港湾等に限定される自動車
- (2) 自動車の幅が3.2メートルを超える自動車
- (3) 車両総重量が50トンを超える自動車

5 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車取扱要領に基づく新型自動車に限る。）及び前項に規定する自動車について、第1項の規定に基づき基準緩和の認定を行い、第3号様式による基準緩和認定書を申請者に交付したときは、他の地方運輸局長に対し、基準緩和の認定を行った旨を連絡するものとする。

6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車取扱要領に基づく新型自動車に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、第19第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。

7 地方運輸局長は、第1項第1号に規定する自動車であって、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4(4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあってはこの限りでない。

- (1) 当該自動車と第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」で定める同一型式の範囲内にあること。
- (2) 当該自動車の第五輪荷重が第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車の第五輪荷重と同一であること。
- (3) 当該自動車の車両総重量が第1項の規定に基づき示された範囲内にあること（軸重等の範囲が示されている場合には、その取扱いもこれに準じる。）。
- 8 地方運輸局長は、第1項第2号①二に規定するセミトレーラであって、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4(4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあってはこの限りでない。
- (1) 当該自動車と第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」で定める同一型式の範囲内にあること。
- (2) 当該自動車の輸送物品を積載する構造が第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車のものと同一のことであること。

第11 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第2号に規定するセミトレーラであって、分割可能な貨物を輸送することに関する基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第2号、第4号及び第5号は除く。

- (1) 基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
(2) 輸送しようとする物品の重量
(3) 当該セミトレーラの運行が道路構造に与える支障
(4) 主な運行経路
(5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
(6) その他の必要事項

2 前項に関し、あおり型のセミトレーラ、スタンション型のセミトレーラ及び船底型のセミトレーラにあっては、申請者から図面及び構造等に関する検討書の提出を受け、第3第2号に規定するセミトレーラに該当するものであるかどうかを審査するものとし、同号の「十分な強度」又は「十分な深さ」については、申請者が申請する積載の状態（第10の規定による申請については最大積載量）に応じ、積載した貨物に加わる負荷倍数を横方向0.5（船底型にあっては、V字の傾斜約27度に相当）、前方向0.6及び後方向0.35として審査を行うものとする。この場合において、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、スタンションの本数を確定するものとする。

3 地方運輸局長は、前二項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界及び車両総重量36トンを超えない範囲で最大積載量（以下「分割可能貨物基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量（脱着式スタン

- (1) 当該自動車と第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」で定める同一型式の範囲内にあること。
- (2) 当該自動車の第五輪荷重が第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車の第五輪荷重と同一であること。
- (3) 当該自動車の車両総重量が第1項の規定に基づき示された範囲内にあること（軸重等の範囲が示されている場合には、その取扱いもこれに準じる。）。
- 8 地方運輸局長は、第1項第2号①二に規定するセミトレーラであって、次の各号に掲げるすべての事項に該当するものは、基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。ただし、自動車検査業務等実施要領3-4-4(4)に基づき、型式に「改」と付記される自動車にあってはこの限りでない。
- (1) 当該自動車と第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車との相違が自動車型式認証実施要領中「附則1 自動車等の同一型式判定要領第1」で定める同一型式の範囲内にあること。
- (2) 当該自動車の輸送物品を積載する構造が第1項の規定に基づき基準緩和の認定を受けた自動車のものと同一のことであること。

第11 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例

1 地方運輸局長は、第3第2号に規定するセミトレーラであって、分割可能な貨物を輸送することに関する基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第2号、第4号及び第5号は除く。

- (1) 基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
(2) 輸送しようとする物品の重量
(3) 当該セミトレーラの運行が道路構造に与える支障
(4) 主な運行経路
(5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
(6) その他の必要事項

2 前項に関し、あおり型のセミトレーラ、スタンション型のセミトレーラ及び船底型のセミトレーラにあっては、申請者から図面及び構造等に関する検討書の提出を受け、第3第2号に規定するセミトレーラに該当するものであるかどうかを審査するものとし、同号の「十分な強度」又は「十分な深さ」については、申請者が申請する積載の状態（第10の規定による申請については最大積載量）に応じ、積載した貨物に加わる負荷倍数を横方向0.5（船底型にあっては、V字の傾斜約27度に相当）、前方向0.6及び後方向0.35として審査を行うものとする。この場合において、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、スタンションの本数を確定するものとする。

3 地方運輸局長は、前二項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界及び車両総重量36トンを超えない範囲で最大積載量（以下「分割可能貨物基準緩和最大積載量」という。）を定めるとともに、分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量（脱着式スタン

ション型のセミトレーラにあっては、前項で確定したスタンションの重量を含む。) の合計として分割可能な貨物基準緩和車両総重量を定めるものとする。

4 地方運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられること等の通行上の問題が発生する可能性があると判断されるセミトレーラにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。

5 基準緩和の認定を受けた分割可能な貨物を輸送する自動車について国際海上コンテナを輸送することに關し、第12の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

第12 国際海上コンテナを輸送する自動車の審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定する自動車について、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号、第4号及び第5号は除く。

- (1) 最大限に積載した国際海上コンテナを輸送することにより基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (2) 当該自動車の運行が道路構造に与える支障
- (3) 基準内の状態では輸送できない国際海上コンテナの有無
- (4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
- (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
- (6) 第3第5号の自動車にあっては、最大限に積載した40フィートコンテナ等を輸送するトレーラをけん引する場合に後軸重が11.5トンを超えない構造
- (7) その他の必要事項

2 基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車について分割可能な貨物を輸送することに關し、第11の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

3 第3第4号に規定する自動車について、車両総重量及び最大積載量に係る諸元を、第8第2項に規定される表示の例にかかわらず、次の例により表示するものとする。

基準緩和項目 表示の例

車両総重量 「重量27.80トン(35.40トン)
最大積載量 「最大積載量24.00トン(30.48トン)」

第13 重量緩和セミトレーラの特例

1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。

ション型のセミトレーラにあっては、前項で確定したスタンションの重量を含む。) の合計として分割可能な貨物基準緩和車両総重量を定めるものとする。

4 地方運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられること等の通行上の問題が発生する可能性があると判断されるセミトレーラにあっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。

5 基準緩和の認定を受けた分割可能な貨物を輸送する自動車について国際海上コンテナを輸送することに關し、第12の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

第12 国際海上コンテナを輸送する自動車の審査及び表示の特例

1 地方運輸局長は、第3第4号及び第5号に規定する自動車について、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第3号、第4号及び第5号は除く。

- (1) 最大限に積載した国際海上コンテナを輸送することにより基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- (2) 当該自動車の運行が道路構造に与える支障
- (3) 基準内の状態では輸送できない国際海上コンテナの有無
- (4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路
- (5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
- (6) 第3第5号の自動車にあっては、最大限に積載した40フィートコンテナ等を輸送するトレーラをけん引する場合に後軸重が11.5トンを超えない構造
- (7) その他の必要事項

2 基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車について分割可能な貨物を輸送することに關し、第11の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。

3 第3第4号に規定する自動車について、車両総重量及び最大積載量に係る諸元を、第8第2項に規定される表示の例にかかわらず、次の例により表示するものとする。

基準緩和項目 表示の例

車両総重量 「重量27.80トン(35.40トン)
最大積載量 「最大積載量24.00トン(30.48トン)」

第13 重量緩和セミトレーラの特例

1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第5第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。

- 2 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって期限を付されていないもの（以下「期限なし重量緩和セミトレーラ」という。）について、本項施行日以降の初回の継続検査の際、第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるものとする。
- 3 前項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた場合は、条件及び制限について、別表第2表中車両総重量（004）については2の制限を3に、6の条件を7に、軸重（005）については4の条件を5に、隣接軸重（056）については3の条件を4に、輸荷重（006）については3の条件を4にそれぞれ読み替えるものとする。この場合において、基準緩和認定書の交付は行わないものとする。
- 4 第2項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和セミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の規定を準用する。
- 5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者及び期限なし重量緩和セミトレーラについて本項施行日以降の初回の継続検査の前日以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者は、認定を受けた地方運輸局長に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第4項後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。
- 6 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて分割可能な貨物を輸送することに関し第11の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。
- 7 前項の場合において、第9に準じた審査等を経て、単体物品を輸送することに関しても、併せて基準緩和の認定を受けることができる。この場合において、第6第4項の規定にかかわらず、基準車両総重量及び基準最大積載量は定めないものとする。
- 2 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって期限を付されていないもの（以下「期限なし重量緩和セミトレーラ」という。）について、本項施行日以降の初回の継続検査の際、第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるものとする。
- 3 前項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた場合は、条件及び制限について、別表第2表中車両総重量（004）については2の制限を3に、6の条件を7に、軸重（005）については4の条件を5に、隣接軸重（056）については3の条件を4に、輸荷重（006）については3の条件を4にそれぞれ読み替えるものとする。この場合において、基準緩和認定書の交付は行わないものとする。
- 4 第2項の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めた重量緩和セミトレーラについては、車両総重量及び最大積載量の表示について第8第2項の規定を準用する。
- 5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者及び期限なし重量緩和セミトレーラについて本項施行日以降の初回の継続検査の前日以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者は、認定を受けた地方運輸局長に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第4項後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。
- 6 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて分割可能な貨物を輸送することに関し第11の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。
- 7 前項の場合において、第9に準じた審査等を経て、単体物品を輸送することに関しても、併せて基準緩和の認定を受けることができる。この場合において、第6第4項の規定にかかわらず、基準車両総重量及び基準最大積載量は定めないものとする。

第14 自動車製作業者等の試験自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第1号から第5号に規定する自動車であって、自動車製作業者等が走行試験を行うものについては、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作業者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

- 2 前項の申請をしようとする自動車製作業者等は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。
- (1)自動車局審査・リコール課長が発行した「自動車製作業者等証明書」
 - (2)走行試験のスケジュール表（主要運行経路図を含む。）
 - (3)試験自動車が特定できる書面
 - (4)主要諸元表
 - (5)車両外観図又は外観写真
 - (6)保安基準等適合検討結果確認証明書
 - (7)遵守事項の誓約書

第14 自動車製作業者等の試験自動車の特例

1 地方運輸局長は、第3第1号から第5号に規定する自動車であって、自動車製作業者等が走行試験を行うものについては、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作業者等に限り申請を行うことができることとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

- 2 前項の申請をしようとする自動車製作業者等は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。
- (1)自動車局審査・リコール課長が発行した「自動車製作業者等証明書」
 - (2)走行試験のスケジュール表（主要運行経路図を含む。）
 - (3)試験自動車が特定できる書面
 - (4)主要諸元表
 - (5)車両外観図又は外観写真
 - (6)保安基準等適合検討結果確認証明書
 - (7)遵守事項の誓約書

(8) その他地方運輸局長が必要と認めた書面

- 3 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあっては、第7第2号の規定にかかわらず、基準緩和の期限を自動車製作者等証明書の有効期間までとする。

ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第15 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

- 1 地方運輸局長は、道路運送車両法第34条第1項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車（以下「臨時運行許可自動車」という。）であって、基準緩和の認定を受ける必要のあるものについて、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うこととし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく申請をしようとする自動車製作者等は、別表第1の他、次に掲げる資料を添付すること。

(1) 申請する自動車が特定できる書面

(2) 保安基準等適合検討書

(3) 運行計画及び運行経路図

- 3 地方運輸局長は、第1項の規定に基づき認定を行う場合には、当該臨時運行に必要な期限及び運行経路を限定するものとする。

第16 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例

- 1 地方運輸局長は、第3第18号及び第19号に規定する自動車であって、分割可能な貨物を輸送することに関し、保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）（軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。）又は同第6条（最小回転半径）の規定に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

- (1) 基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
(2) 道路管理者からの特殊車両通行許可を受けることが確実であること
(3) 輸送しようとする物品の重量
(4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路及び運行経路
(5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
(6) その他の必要事項

- 2 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、道路管理者に対し、第6号様式の特殊車両通行許可確認書に

(8) その他地方運輸局長が必要と認めた書面

- 3 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあっては、第7第2号の規定にかかわらず、基準緩和の期限を自動車製作者等証明書の有効期間までとする。

ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第15 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例

- 1 地方運輸局長は、道路運送車両法第34条第1項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車（以下「臨時運行許可自動車」という。）であって、基準緩和の認定を受ける必要のあるものについて、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うこととし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく申請をしようとする自動車製作者等は、別表第1の他、次に掲げる資料を添付すること。

(1) 申請する自動車が特定できる書面

(2) 保安基準等適合検討書

(3) 運行計画及び運行経路図

- 3 地方運輸局長は、第1項の規定に基づき認定を行う場合には、当該臨時運行に必要な期限及び運行経路を限定するものとする。

第16 道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例

- 1 地方運輸局長は、第3第18号及び第19号に規定する自動車であって、分割可能な貨物を輸送することに関し、保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）の規定（軸重等にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。）に係る基準緩和の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。

- (1) 基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
(2) 道路管理者からの特殊車両通行許可を受けることが確実であること
(3) 輸送しようとする物品の重量
(4) 搬出元及び搬入先を含めた当該物品の輸送経路及び運行経路
(5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制
(6) その他の必要事項

- 2 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、道路管理者に対し、第6号様式の特殊車両通行許可確認書に

より連絡し、第7号様式の特殊車両通行許可確認書（回答）により確認するものとする。

- 3 地方運輸局長は、前二項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で最大積載量を定めるとともに、同最大積載量と車両重量の合計として基準緩和車両総重量を定めるものとする。

第17 トレーラ・ハウスの特例

- 1 第3第21号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者が申請を行うことができる。

- 2 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

- (1) 申請する自動車が特定できる書面
- (2) 主要諸元表
- (3) 車両外観図又は外観写真
- (4) 計算書及び緩和部分詳細図等
- (5) 保安基準等適合検討書
- (6) 連結自動車の連結検討書
- (7) 遵守事項の誓約書
- (8) 使用目的及び定置して使用する特定地が特定できる書面
- (9) 運行計画及び運行経路図
- (10) その他地方運輸局長が必要と認めた書面

- 3 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、必要に応じ道路管理者の意見を聴取するものとする。

第18 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

- 1 地方運輸局長は、第3第22号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。

- 2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の4号及び6号を添付すればよい。

- (1) 主要諸元表
- (2) 車両外観図又は外観写真
- (3) 当該車両に講じられた安全及び環境対策を示す書面
- (4) 遵守事項の誓約書

より連絡し、第7号様式の特殊車両通行許可確認書（回答）により確認するものとする。

- 3 地方運輸局長は、前二項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界を超えない範囲で最大積載量を定めるとともに、同最大積載量と車両重量の合計として基準緩和車両総重量を定めるものとする。

第17 トレーラ・ハウスの特例

- 1 第3第21号に規定する自動車にあっては、第4第1項の規定にかかわらず、当該トレーラ・ハウスを運行させようとする者が申請を行うことができる。

- 2 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書及び次の各号に掲げる添付資料により審査するものとする。

- (1) 申請する自動車が特定できる書面
- (2) 主要諸元表
- (3) 車両外観図又は外観写真
- (4) 計算書及び緩和部分詳細図等
- (5) 保安基準等適合検討書
- (6) 連結自動車の連結検討書
- (7) 遵守事項の誓約書
- (8) 使用目的及び定置して使用する特定地が特定できる書面
- (9) 運行計画及び運行経路図
- (10) その他地方運輸局長が必要と認めた書面

- 3 地方運輸局長は、前項の審査に当たって、必要に応じ道路管理者の意見を聴取するものとする。

第18 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例

- 1 地方運輸局長は、第3第22号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の態様が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。

- 2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の4号及び6号を添付すればよい。

- (1) 主要諸元表
- (2) 車両外観図又は外観写真
- (3) 当該車両に講じられた安全及び環境対策を示す書面
- (4) 遵守事項の誓約書

(5)申請する自動車が特定できる書面(臨時運行許可自動車に限る。)

(6)その他地方運輸局長が必要と認めた書面

3 前1項の申請をしようとするものであって災害復旧の用に供する自動車は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付すること。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の5号及び8号を添付すればよい。

(1)主要諸元表

(2)車両外観図又は外観写真

(3)計算書及び緩和部分詳細図等

(4)保安基準等適合検討結果確認証明書

(5)遵守事項の誓約書

(6)主要運行経路図

(7)申請する自動車が特定できる書面(臨時運行許可自動車に限る。)

(8)その他地方運輸局長が必要と認めた書面

第19 行政処分等

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使用した場合も含め、道路運送車両法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。

2 前項の規定は、第10第6項の規定により基準緩和の認定を受けたものとして取り扱う自動車について、準用するものとする。

3 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

(1)当該自動車の登録が抹消された場合

(2)当該自動車の使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合

(3)第8第1項又は第9第4項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合

(4)第3第7号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合

(5)第3第21号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合

(6)第3第22号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合

4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の

(5)申請する自動車が特定できる書面(臨時運行許可自動車に限る。)

(6)その他地方運輸局長が必要と認めた書面

3 前1項の申請をしようとするものであって災害復旧の用に供する自動車は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付すること。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の5号及び8号を添付すればよい。

(1)主要諸元表

(2)車両外観図又は外観写真

(3)計算書及び緩和部分詳細図等

(4)保安基準等適合検討結果確認証明書

(5)遵守事項の誓約書

(6)主要運行経路図

(7)申請する自動車が特定できる書面(臨時運行許可自動車に限る。)

(8)その他地方運輸局長が必要と認めた書面

第19 行政処分等

1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車について、当該自動車の使用者以外の者が使用した場合も含め、道路運送車両法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。

2 前項の規定は、第10第6項の規定により基準緩和の認定を受けたものとして取り扱う自動車について、準用するものとする。

3 基準緩和の認定を受けた自動車が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該自動車に係る基準緩和の認定は失効するものとする。

(1)当該自動車の登録が抹消された場合

(2)当該自動車の使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合

(3)第8第1項又は第9第4項の規定により付された基準緩和の認定の期限を経過している場合

(4)第3第7号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合

(5)第3第21号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合

(6)第3第22号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合

4 地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、事業者監査、関係機関及び関係団体からの通報等を通じ、特に第7第2項及び第9第4項の規定に基づいて期限が付された自動車の運行状況の

把握に努めるものとする。

附 則

(適用時期)

- 1 この要領は、平成9年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
- (経過措置)
2 平成9年9月30日以前に申請があった基準緩和の認定については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日自技第48号）

(適用時期)

- 1 この要領は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年4月27日自技第80号）

(適用時期)

- 1 この要領は、平成10年6月1日以降に基準緩和の認定を受けた自動車について適用する。

附 則（平成11年9月28日自技第169号）

(適用時期)

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

(経過措置)

- 2 平成11年9月30日以前に申請があった基準緩和の認定については、なお、従前の例によることができる。

附 則（平成14年6月21日 国自技第34号）

(適用時期)

- 1 この改正は、平成14年10月1日から適用する。ただし、第12第2項から第4項までの規定は平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成14年7月25日 国自技第134号）

(適用時期)

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年5月9日 国自技第34号）

(適用時期)

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年9月16日 国自技第94号）

(適用時期)

把握に努めるものとする。

附 則

(適用時期)

- 1 この要領は、平成9年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。
- (経過措置)
2 平成9年9月30日以前に申請があった基準緩和の認定については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日自技第48号）

(適用時期)

- 1 この要領は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成10年4月27日自技第80号）

(適用時期)

- 1 この要領は、平成10年6月1日以降に基準緩和の認定を受けた自動車について適用する。

附 則（平成11年9月28日自技第169号）

(適用時期)

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

(経過措置)

- 2 平成11年9月30日以前に申請があった基準緩和の認定については、なお、従前の例によることができる。

附 則（平成14年6月21日 国自技第34号）

(適用時期)

- 1 この改正は、平成14年10月1日から適用する。ただし、第12第2項から第4項までの規定は平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成14年7月25日 国自技第134号）

(適用時期)

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年5月9日 国自技第34号）

(適用時期)

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年9月16日 国自技第94号）

(適用時期)

1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年9月29日 国自技第141号）

（適用時期）

1 この要領は、平成15年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成16年4月8日 国自技第11号）

（適用時期）

1 この要領は、平成16年4月8日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。ただし、第10第5項及び第6項の改正規定は、平成16年7月1日から適用する。

附 則（平成16年11月9日 国自技第133号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日から適用する。ただし、第3第11号に該当する自動車については、平成16年12月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成18年9月27日 国自技第139号）

（適用時期）

1 この要領は、平成18年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成19年1月25日 国自技第217号）

（適用時期）

1 この要領は、平成19年2月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成19年3月29日 国自技第263号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成19年5月22日 国自技第39号）

（適用時期）

1 この要領は、平成19年6月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成20年2月1日 国自技第205号）

（適用時期）

1 この要領は、平成20年2月3日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成21年2月10日 国自技第253号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成15年9月29日 国自技第141号）

（適用時期）

1 この要領は、平成15年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成16年4月8日 国自技第11号）

（適用時期）

1 この要領は、平成16年4月8日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。ただし、第10第5項及び第6項の改正規定は、平成16年7月1日から適用する。

附 則（平成16年11月9日 国自技第133号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日から適用する。ただし、第3第11号に該当する自動車については、平成16年12月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成18年9月27日 国自技第139号）

（適用時期）

1 この要領は、平成18年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成19年1月25日 国自技第217号）

（適用時期）

1 この要領は、平成19年2月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成19年3月29日 国自技第263号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成19年5月22日 国自技第39号）

（適用時期）

1 この要領は、平成19年6月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成20年2月1日 国自技第205号）

（適用時期）

1 この要領は、平成20年2月3日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成21年2月10日 国自技第253号）

（適用時期）

1 この要領は、平成21年2月10日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成22年9月30日 国自技第142号）

（適用時期）

1 この要領は、平成22年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成23年3月30日 国自技第275号）

（適用時期）

1 この要領は、平成23年4月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成23年5月27日 国自技第88号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成24年12月27日 国自技第181号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成25年11月5日 国自技第127号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

1 この要領は、平成21年2月10日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成22年9月30日 国自技第142号）

（適用時期）

1 この要領は、平成22年10月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成23年3月30日 国自技第275号）

（適用時期）

1 この要領は、平成23年4月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成23年5月27日 国自技第88号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

附 則（平成24年12月27日 国自技第181号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

改正後

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

現行

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）

最小回転半径	保☆ 6- 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ △ ○ △ - - ○
原動機及び動力伝達装置	保 8- 3	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
速度抑制装置	保 8- 4	- - ○ - ○ - - - - - - ○
かじ吸装置	保 11- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
緩衝装置	保 14	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
車枠及び車体	保 18- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 18- 3	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 18- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
巻込防止装置等	保 1802	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
乗車装置	保 20- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 20- 5	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
座席	保 22- 3	○ ○ ○ - ○ △ △ △ - △ △ - - ○
	保 22- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
座席ベルト等	保 2203	○ ○ ○ - ○ △ △ △ - △ △ - - ○
頭部後傾抑止装置等	保 2204	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
乗降口	保 25- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 25- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
非常口	保 26	○ ○ ○ - ○ △ △ △ - △ △ - - ○
窓ガラス	保 29- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 29- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
前照灯	保 32-11	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
尾灯	保 37- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
駐車灯	保 3703- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 3703- 3	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
大型後部反射器	保 3802	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
後退灯	保 40- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
非常点滅表示灯	保 4103- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
非常信号用具	保 4302	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
後写鏡等	保 44- 5	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
窓ふき器等	保 45- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 45- 3	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
運行記録計	保 4802	○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ △ - - ○
速度表示装置	保 4803	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○

最小回転半径	保☆ 6- 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ △ ○ △ - - ○
原動機及び動力伝達装置	保 8- 3	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
速度抑制装置	保 8- 4	- - ○ - ○ - - - - - - ○
かじ吸装置	保 11- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
緩衝装置	保 14	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
車枠及び車体	保 18- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 18- 3	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 18- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
巻込防止装置等	保 1802	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
乗車装置	保 20- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 20- 5	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
座席	保 22- 3	○ ○ ○ - ○ △ △ △ - △ △ - - ○
	保 22- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
座席ベルト等	保 2203	○ ○ ○ - ○ △ △ △ - △ △ - - ○
頭部後傾抑止装置等	保 2204	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
乗降口	保 25- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 25- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
非常口	保 26	○ ○ ○ - ○ △ △ △ - △ △ - - ○
窓ガラス	保 29- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 29- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
前照灯	保 32-11	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
尾灯	保 37- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
駐車灯	保 3703- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 3703- 3	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
大型後部反射器	保 3802	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
後退灯	保 40- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
非常点滅表示灯	保 4103- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
非常信号用具	保 4302	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
後写鏡等	保 44- 5	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
窓ふき器等	保 45- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	保 45- 3	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
運行記録計	保 4802	○ ○ ○ - ○ ○ ○ - ○ △ - - ○
速度表示装置	保 4803	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○

第1節型式指定の新車	細 15- 5-10	○ ○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
第2節指定等以外の新車	細 93- 5-10	
第3節使用過程車	細 171- 5-10	
第2節指定等以外の新車	細 93- 6- 6	○ ○ ○ ○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
第3節使用過程車	細 171- 6- 6	
第2節指定等以外の新車	細 93- 7- 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
第3節使用過程車	細 171- 7- 2	
第2節指定等以外の新車	細 94- 4	○ ○ ○ ○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
第3節使用過程車	細 172- 4	
第1節型式指定の新車	細☆16- 5	○ ○ ○ ○ ○ ○ - - - - - - - - ○
第2節指定等以外の新車	細☆94- 5	
第3節使用過程車	細☆172- 5	
第1節型式指定の新車	細☆16- 7	○ ○ ○ ○ ○ ○ - - - - - - - - ○
第2節指定等以外の新車	細☆94- 6	
第3節使用過程車	細☆172- 7	
車枠及び車体	第1節型式指定の新車 (別添20「外装の技術基準」に係る部分に限る。)	細 22- 2- 1 ○ ○ ○ - ○ ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 100- 4- 2
	第3節使用過程車	細 178- 4- 2
窓ガラス	第1節型式指定の新車	細 39- 1
	第2節指定等以外の新車	細 117- 1
	第3節使用過程車	細 195- 3- 2
排出ガス等発散防止装置	第1節型式指定の新車	細 41- 6- 3
	第2節指定等以外の新車	細 119- 6- 3
	第3節使用過程車	細 197- 6- 3
前部霧灯	第1節型式指定の新車	細 43- 2
	第2節指定等以外の新車	細 121- 3- 5
	第3節使用過程車	細 199- 3- 5

第1節型式指定の新車	細 15- 5-10	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
第2節指定等以外の新車	細 93- 5-10	
第3節使用過程車	細 171- 5-10	
第2節指定等以外の新車	細 93- 6- 6	○ ○ ○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
第3節使用過程車	細 171- 6- 6	
第2節指定等以外の新車	細 93- 7- 2	○ ○ ○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
第3節使用過程車	細 171- 7- 2	
第2節指定等以外の新車	細 94- 4	○ ○ ○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
第3節使用過程車	細 172- 4	
第1節型式指定の新車	細☆16- 5	○ ○ ○ ○ ○ - - - - - - - - ○
第2節指定等以外の新車	細☆94- 5	
第3節使用過程車	細☆172- 5	
第1節型式指定の新車	細☆16- 7	○ ○ ○ ○ ○ - - - - - - - - ○
第2節指定等以外の新車	細☆94- 6	
第3節使用過程車	細☆172- 7	
車枠及び車体	第1節型式指定の新車 (別添20「外装の技術基準」に係る部分に限る。)	細 22- 2- 1 ○ ○ ○ - ○ ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 100- 4- 2
	第3節使用過程車	細 178- 4- 2
窓ガラス	第1節型式指定の新車	細 39- 1
	第2節指定等以外の新車	細 117- 1
	第3節使用過程車	細 195- 3- 2
排出ガス等発散防止装置	第1節型式指定の新車	細 41- 6- 3
	第2節指定等以外の新車	細 119- 6- 3
	第3節使用過程車	細 197- 6- 3
前部霧灯	第1節型式指定の新車	細 43- 2
	第2節指定等以外の新車	細 121- 3- 5
	第3節使用過程車	細 199- 3- 5

車幅灯	第1節型式指定の新車	細 45- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 123- 1- 3	
	第3節使用過程車	細 201- 1- 3	
前部上側端灯	第1節型式指定の新車	細 46- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 124- 1- 3	
	第3節使用過程車	細 202- 1- 3	
前部反射器	第1節型式指定の新車	細 47- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 125- 3- 1	
	第3節使用過程車	細 203- 3- 1	
	第2節指定等以外の新車	細 125- 3- 3	
	第3節使用過程車	細 203- 3- 3	
側方灯及び側方反射器	第1節型式指定の新車	細 48- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 126- 1- 3	
	第3節使用過程車	細 204- 1- 3	
	第2節指定等以外の新車	細 126- 1- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第3節使用過程車	細 204- 1- 4	
	第1節型式指定の新車	細 48- 4	
	第2節指定等以外の新車	細 126- 7- 1	
	第3節使用過程車	細 204- 7- 1	
	第2節指定等以外の新車	細 126- 7- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第3節使用過程車	細 204- 7- 2	
尾灯	第1節型式指定の新車	細 50- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 128- 1- 3	
	第3節使用過程車	細 206- 1- 3	
	第1節型式指定の新車	細 50- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 128- 3- 4	
	第3節使用過程車	細 206- 3- 4	
後部霧灯	第1節型式指定の新車	細 51- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○

車幅灯	第1節型式指定の新車	細 45- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 123- 1- 3	
	第3節使用過程車	細 201- 1- 3	
前部上側端灯	第1節型式指定の新車	細 46- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 124- 1- 3	
	第3節使用過程車	細 202- 1- 3	
前部反射器	第1節型式指定の新車	細 47- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 125- 3- 1	
	第3節使用過程車	細 203- 3- 1	
	第2節指定等以外の新車	細 125- 3- 3	
	第3節使用過程車	細 203- 3- 3	
側方灯及び側方反射器	第1節型式指定の新車	細 48- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 126- 1- 3	
	第3節使用過程車	細 204- 1- 3	
	第2節指定等以外の新車	細 126- 1- 4	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第3節使用過程車	細 204- 1- 4	
	第1節型式指定の新車	細 48- 4	
	第2節指定等以外の新車	細 126- 7- 1	
	第3節使用過程車	細 204- 7- 1	
	第2節指定等以外の新車	細 126- 7- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第3節使用過程車	細 204- 7- 2	
尾灯	第1節型式指定の新車	細 50- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 128- 1- 3	
	第3節使用過程車	細 206- 1- 3	
	第1節型式指定の新車	細 50- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車	細 128- 3- 4	
	第3節使用過程車	細 206- 3- 4	
後部霧灯	第1節型式指定の新車	細 51- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - - - ○

	第2節指定等以外の新車	細 129- 3- 7												
	第3節使用過程車	細 207- 3- 7												
後部上側端灯	第1節型式指定の新車	細 53- 2	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○
	第2節指定等以外の新車	細 131- 1- 3												
	第3節使用過程車	細 209- 1- 3												
後部反射器	第1節型式指定の新車	細 54- 2	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○
	第2節指定等以外の新車	細 132-3-3~5												
	第3節使用過程車	細 210-3-3~5												
制動灯	第1節型式指定の新車	細 56- 1	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○
	第2節指定等以外の新車	細 134- 1- 4												
	第3節使用過程車	細 212- 1- 4												
補助制動灯	第1節型式指定の新車	細 57- 1	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○
	第2節指定等以外の新車	細 135- 1- 2												
	第3節使用過程車	細 213- 1- 2												
後退灯	第1節型式指定の新車	細 58- 2	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○
	第2節指定等以外の新車	細 136- 3- 5												
	第3節使用過程車	細 214- 3- 5												
方向指示器	第1節型式指定の新車	細 59- 1	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○
	第2節指定等以外の新車	細 137- 1- 3												
	第3節使用過程車	細 215- 1- 3												
	第1節型式指定の新車	細 59- 3	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○
	第2節指定等以外の新車	細 137- 3												
	第3節使用過程車	細 215- 3												
	第2節指定等以外の新車	細 137- 4- 3	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○
	第3節使用過程車	細 215- 4- 3												
	第2節指定等以外の新車	細 137-4-7~10	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○
	第3節使用過程車	細 215-4-7~10												
非常点滅表	第1節型式指定の新車	細 61- 1	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-	○

	第2節指定等以外の新車	細 155- 2- 2														
	第3節使用過程車	細 233- 2- 2.														
乗車定員及び最大積載量	第1節型式指定の新車	細 81- 1- 5	○	○	○	-	○	△	△	△	-	△	△	-		
	第2節指定等以外の新車	細 159- 1- 5														
	第3節使用過程車	細 237- 1- 5														
告示第3号	旅客自動車運送事業用自動車	第1節型式指定の新車	細 77- 3	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○		
	第2節指定等以外の新車	細 155-3														
	第3節使用過程車	細 233-3														
最小回転半径			保 6- 1	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		
車輪及び車体			保 18- 1- 3	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		
騒音防止装置			保 30	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		
告示第4号	車幅灯		保 34	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		
	前部上側端灯		保 3402	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		
	前部反射器		保 35	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		
側方灯及び側方反射器			保 3502	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		
後写鏡			保 44- 1	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		
操縦装置	第1節型式指定の新車		細 12- 1(配置寸法に関する部分に限る。)	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		
	第2節指定等以外の新車		細 90- 1(配置寸法に関する部分に限る。)													
	第3節使用過程車		細 168- 1(配置寸法に関する部分に限る。)													
制動装置	第1節型式指定の新車		細 15- 6	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		
	第2節指定等以外の新車		細 93- 6													
	第3節使用過程車		細 171- 6- 2 (同表第2項第2号、第4号及び第5号の基準に係る部分に限る。)													
	第3節使用過程車		細 171- 6- 3	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	-		

第3節使用過程車	細 171- 6- 6	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
第1節型式指定の新車	細 16-2-4	○ ○ ○ ○ ○ - - - - - - ○
第2節指定等以外の新車	細 94- 2~4	
第3節使用過程車	細 172- 2~4	
第3節使用過程車	細 172- 6	○ ○ ○ ○ ○ - - - - - - ○
高压ガスを燃料とする自動車の燃料装置	第1節型式指定の新車 細 20- 1- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車 細 98- 1- 2	
	第3節使用過程車 細 176- 1- 2	
排出ガス等発散防止装置	第1節型式指定の新車 細 41- 6- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車 細 119- 6- 1	
	第3節使用過程車 細 197- 6- 1	
制動灯	第1節型式指定の新車 細 56- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車(第128条第3項第4号の基準に係る部分に限る。) 細 134- 3- 4	
	第3節使用過程車(第206条第3項第4号の基準に係る部分に限る。) 細 212- 3- 4	

(注)

1. 第3第13号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「飛行場の制限区域内で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。
2. 第3第14号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「誘導する基準緩和自動車の自動車検査証の写し」、「保有車両一覧表」、「遵守事項の誓約書」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。
3. 第3第17号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「国際埠頭施設の制限区域の周辺で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを港湾事務所長等が証する書面(保安巡視を行う国際埠頭施設の制限区域の周囲の地図を含む。)」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

備考

- (1) ○は、提出を必要とする資料を示す。
- (2) △は、事業用自動車に限って提出を必要とする資料を示す。
- (3) □は、前回の申請時から変更があった場合に限って提出を必要とする資料を示す。
- (4) ▽は、別途定める標準改造要領によらない改造を行う場合に限って提出を必要とする資料を示す。
- (5) *は、一括緩和申請の場合には、省略することができる資料を示す。
- (6) ☆は、連結自動車に該当する場合を示す。
- (7) 「連結自動車の連結検討書」は、被けん引車の場合に限る。
- (8) 「車両外観図」は、物品を積載した状態の記載を含む。
- (9) 「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とは、強度検討書、委任状、基準緩和認定の取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績等をいう。
- (10) 適用条項中の「告示」とは、「道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」(平成15年告示第1320号)をいう。
- (11) 第8条第4項の添付資料中、計算書及び緩和部分詳細図は最高速度計算書又は自動車製作業者等の発行す

第3節使用過程車	細 171- 6- 6	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
第1節型式指定の新車	細 16-2-4	○ ○ ○ ○ ○ - - - - - - ○
第2節指定等以外の新車	細 94- 2~4	
第3節使用過程車	細 172- 2~4	
第3節使用過程車	細 172- 6	○ ○ ○ ○ ○ - - - - - - ○
高压ガスを燃料とする自動車の燃料装置	第1節型式指定の新車 細 20- 1- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車 細 98- 1- 2	
	第3節使用過程車 細 176- 1- 2	
排出ガス等発散防止装置	第1節型式指定の新車 細 41- 6- 1	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車 細 119- 6- 1	
	第3節使用過程車 細 197- 6- 1	
制動灯	第1節型式指定の新車 細 56- 2	○ ○ ○ - ○ - - - - - - ○
	第2節指定等以外の新車(第128条第3項第4号の基準に係る部分に限る。) 細 134- 3- 4	
	第3節使用過程車(第206条第3項第4号の基準に係る部分に限る。) 細 212- 3- 4	

(注)

1. 第3第13号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「飛行場の制限区域内で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。
2. 第3第14号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「誘導する基準緩和自動車の自動車検査証の写し」、「保有車両一覧表」、「遵守事項の誓約書」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。
3. 第3第17号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「国際埠頭施設の制限区域の周辺で使用するため、点滅する灯火を備え付けなければならないことを港湾事務所長等が証する書面(保安巡視を行う国際埠頭施設の制限区域の周囲の地図を含む。)」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

備考

- (1) ○は、提出を必要とする資料を示す。
- (2) △は、事業用自動車に限って提出を必要とする資料を示す。
- (3) □は、前回の申請時から変更があった場合に限って提出を必要とする資料を示す。
- (4) ▽は、別途定める標準改造要領によらない改造を行う場合に限って提出を必要とする資料を示す。
- (5) *は、一括緩和申請の場合には、省略することができる資料を示す。
- (6) ☆は、連結自動車に該当する場合を示す。
- (7) 「連結自動車の連結検討書」は、被けん引車の場合に限る。
- (8) 「車両外観図」は、物品を積載した状態の記載を含む。
- (9) 「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とは、強度検討書、委任状、基準緩和認定の取消処分を受けた日から6か月後及び1年後のそれぞれ直近の1か月間の輸送実績等をいう。
- (10) 適用条項中の「告示」とは、「道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」(平成15年告示第1320号)をいう。
- (11) 第8条第4項の添付資料中、計算書及び緩和部分詳細図は最高速度計算書又は自動車製作業者等の発行す

る最高速度証明書とする。ただし、離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあってはこれを要しない。

- (12) 保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示欄中の「保安基準等の条項」とは「道路運送車両の保安基準」(昭和26年7月28日運輸省令第67号)及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)の条項をいう。
- (13) 「第1節型式指定の新車」とは、「第1節指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- (14) 「第2節指定等以外の新車」とは、「第2節指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- (15) 「第3節使用過程車」とは、「第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目」をいう。
- (16) 「新規緩和」とは基準緩和の申請において「継続緩和」以外のものをいう。
- (17) 継続緩和の申請において、車両総重量・軸重以外に適用する緩和項目がある自動車の提出資料は、車両総重量欄の「継続緩和」に掲げるものとすることができます。

る最高速度証明書とする。ただし、離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあってはこれを要しない。

- (12) 保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示欄中の「保安基準等の条項」とは「道路運送車両の保安基準」(昭和26年7月28日運輸省令第67号)及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)の条項をいう。
- (13) 「第1節型式指定の新車」とは、「第1節指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- (14) 「第2節指定等以外の新車」とは、「第2節指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目」をいう。
- (15) 「第3節使用過程車」とは、「第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目」をいう。
- (16) 「新規緩和」とは基準緩和の申請において「継続緩和」以外のものをいう。
- (17) 継続緩和の申請において、車両総重量・軸重以外に適用する緩和項目がある自動車の提出資料は、車両総重量欄の「継続緩和」に掲げるものとすることができます。

改正後

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第12関係）

基準緩和項目(数字番号)	条件又は制限(数字番号)
長さ(001)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。 (001)</p> <p>2 自動車の後面及びけん引自動車の運転者席には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の長さを表示すること。 (021)</p> <p>3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。 (031)</p> <p>4 ポールを積載して運行する際は、ポールの前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ 1メートル、後端をポールトレーラの荷受台中心より 3メートルそれぞれ超えて積載しないこと。 (036)</p> <p>5 ポールの長さは、12メートル以下とすること。 (037)</p> <p>6 ポールの長さは、14メートル以下とすること。 (038)</p> <p>7 ポールの長さは、16メートル以下とすること。 (039)</p> <p>8 積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅 2.44メートル、高さ 2.59メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。 (043)</p> <p>9 積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅 2.44メートル、高さ 2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。 (044)</p> <p>10 積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅 2.44メートル、高さ 2.59メートル又は 2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。 (045)</p> <p>11 自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの附近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。 (071)</p> <p>12 夜間、ポールを積載して運行する際は、ポールの最前端部附近、中央部附近及び最後端部附近の両側に側方から確認できる黄色の灯火（光度 300カンデラ以下）を備えること。 (073)</p> <p>13 自動車の両側面には、補助方向指示器を備えること。 (075)</p> <p>14 連節バスの前車室及び後車室には、消火器を備えること。 (076)</p>

現行

別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第12関係）

基準緩和項目(数字番号)	条件又は制限(数字番号)
長さ(001)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。 (001)</p> <p>2 自動車の後面及びけん引自動車の運転者席には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の長さを表示すること。 (021)</p> <p>3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。 (031)</p> <p>4 ポールを積載して運行する際は、ポールの前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ 1メートル、後端をポールトレーラの荷受台中心より 3メートルそれぞれ超えて積載しないこと。 (036)</p> <p>5 ポールの長さは、12メートル以下とすること。 (037)</p> <p>6 ポールの長さは、14メートル以下とすること。 (038)</p> <p>7 ポールの長さは、16メートル以下とすること。 (039)</p> <p>8 積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅 2.44メートル、高さ 2.59メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。 (043)</p> <p>9 積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅 2.44メートル、高さ 2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。 (044)</p> <p>10 積載するコンテナの大きさは、長さ 12.19メートル、幅 2.44メートル、高さ 2.59メートル又は 2.89メートルとし、国際海上コンテナの輸送及び回送時以外は運行しないこと。 (045)</p> <p>11 自動車の最前端部、中央部及び最後端部のそれぞれの附近に側方から確認できる側方灯又は側方反射器を備えること。 (071)</p> <p>12 夜間、ポールを積載して運行する際は、ポールの最前端部附近、中央部附近及び最後端部附近の両側に側方から確認できる黄色の灯火（光度 300カンデラ以下）を備えること。 (073)</p> <p>13 自動車の両側面には、補助方向指示器を備えること。 (075)</p> <p>14 連節バスの前車室及び後車室には、消火器を備えること。 (076)</p>

	<p>15 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 16 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094) <u>18 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。</u> <u>17 基準緩和による運行は、けん引自動車と被けん引自動車の連結時の長さを21.5メートル以下とし、道路を横断する場合に限る。</u></p>		<p>15 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 16 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>
幅(002)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。(002) 2 被けん引自動車の後面には、幅を表示すること。(022) 3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) 4 自動車の最外側附近の前面には橙色の灯火（光度 300カンデラ以下）を、後面には黄色の灯火（光度 300カンデラ以下）をそれぞれ備えること。(072) 5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>	幅(002)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。(002) 2 被けん引自動車の後面には、幅を表示すること。(022) 3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031) 4 自動車の最外側附近の前面には橙色の灯火（光度 300カンデラ以下）を、後面には黄色の灯火（光度 300カンデラ以下）をそれぞれ備えること。(072) 5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>
高さ(003)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、高さを表示すること。(003) 2 被けん引自動車の後面には、高さを表示すること。(023) 3 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 4 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>	高さ(003)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、高さを表示すること。(003) 2 被けん引自動車の後面には、高さを表示すること。(023) 3 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091) 4 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>
車両総重量(004)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。(004) 2 被けん引自動車の後面には、車両総重量を表示すること。(024) 3 被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(028) 4 被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量及び分割可能貨物基準緩和最大積載量を表示すること。(062) 5 被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、分割可能貨物基準緩和最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(063)</p>	車両総重量(004)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。(004) 2 被けん引自動車の後面には、車両総重量を表示すること。(024) 3 被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(028) 4 被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量及び分割可能貨物基準緩和最大積載量を表示すること。(062) 5 被けん引自動車の後面には、分割可能貨物基準緩和車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、分割可能貨物基準緩和最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。(063)</p>

- 6 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)
 7 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020)
 8 分割可能貨物基準緩和車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(017)
 9 被けん引車はバン型であること。(111)
 10 被けん引車はタンク型であること。(112)
 11 被けん引車は幌枠型であること。(113)
 12 被けん引車はコンテナ用であること。(114)
 13 被けん引車は自動車の運搬用であること。(115)
 14 被けん引車はあおり型であること。(116)
 15 被けん引車は固定式スタンション型であること。(117)
 16 被けん引車は船底型であること。(118)
 17 分割可能な貨物の輸送時には、4本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(121)
 18 分割可能な貨物の輸送時には、6本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(122)
 19 分割可能な貨物の輸送時には、8本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(123)
 20 分割可能な貨物の輸送時には、10本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(124)
 21 分割可能な貨物の輸送時には、12本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(125)
 22 最大積載量欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。(066)
 23 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。(068)
 24 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)
 25 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)
 26 走行試験以外の目的では運行しないこと。
 27 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。

軸重(005)

- 1 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。(005)

- 6 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)
 7 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020)
 8 分割可能貨物基準緩和車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(017)
 9 被けん引車はバン型であること。(111)
 10 被けん引車はタンク型であること。(112)
 11 被けん引車は幌枠型であること。(113)
 12 被けん引車はコンテナ用であること。(114)
 13 被けん引車は自動車の運搬用であること。(115)
 14 被けん引車はあおり型であること。(116)
 15 被けん引車は固定式スタンション型であること。(117)
 16 被けん引車は船底型であること。(118)
 17 分割可能な貨物の輸送時には、4本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(121)
 18 分割可能な貨物の輸送時には、6本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(122)
 19 分割可能な貨物の輸送時には、8本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(123)
 20 分割可能な貨物の輸送時には、10本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(124)
 21 分割可能な貨物の輸送時には、12本の側面スタンションを装着すること。また、その旨を車体の側面に表示すること。(125)
 22 最大積載量欄及び車両総重量欄の括弧外は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。(066)
 23 基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。(068)
 24 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)
 25 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)
 26 走行試験以外の目的では運行しないこと。
 27 基準緩和による運行は、道路を横断する場合に限る。

軸重(005)

- 1 自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。(005)

輪荷重(006)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。(006)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、輪荷重を表示すること。(026)</p> <p>3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)</p> <p>4 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020)</p> <p>5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>	輪荷重(006)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。(006)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、輪荷重を表示すること。(026)</p> <p>3 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(031)</p> <p>4 基準車両総重量を超えて運行する場合の積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品であること。(020)</p> <p>5 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>6 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>
最大安定傾斜角度(007)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(010)</p> <p>2 運行速度は、5キロメートル毎時以下とする。(051)</p> <p>3 運行速度は、30キロメートル毎時以下とする。(054)</p> <p>4 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>5 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>	最大安定傾斜角度(007)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(010)</p> <p>2 運行速度は、5キロメートル毎時以下とする。(051)</p> <p>3 運行速度は、30キロメートル毎時以下とする。(054)</p> <p>4 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p> <p>5 けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(094)</p>
最小回転半径(008)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、最小回転半径を表示すること。(007)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の最小回転半径を表示すること。(027)</p>	最小回転半径(008)	<p>1 自動車の後面及び運転者席には、最小回転半径を表示すること。(007)</p> <p>2 被けん引自動車の後面には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の最小回転半径を表示すること。(027)</p>
接地圧(009)	自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。(008)	接地圧(009)	自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。(008)
速度抑制装置(057)	<p>1 高速自動車国道等を運行しないこと。(077)</p> <p>2 自動車の前面、後面及び運転者席には、高速自動車国道等を運行しない旨を表示すること。(078)</p> <p>3 使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行(整備等のための運行を除く。)しないこと。(079)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。(080)</p>	速度抑制装置(057)	<p>1 高速自動車国道等を運行しないこと。(077)</p> <p>2 自動車の前面、後面及び運転者席には、高速自動車国道等を運行しない旨を表示すること。(078)</p> <p>3 使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行(整備等のための運行を除く。)しないこと。(079)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、使用の本拠の位置を有する離島の道路以外の道路を運行しない旨を表示すること。(080)</p>
A B S(068)	<p>1 高速自動車国道等(最高速度の指定が80キロメートル毎時未満のものを含む。)を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。(129)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p>	A B S(068)	<p>1 高速自動車国道等(最高速度の指定が80キロメートル毎時未満のものを含む。)を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。(129)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。(091)</p>

	<p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p> <p>5 ABSを作動不能とするための手動装置の使用は、道路以外の場所に限る。 (139)</p>		<p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p> <p>5 ABSを作動不能とするための手動装置の使用は、道路以外の場所に限る。 (139)</p>
リアオーバーハング (017)	自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること。 (009)	リアオーバーハング (017)	自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること。 (009)
外装	<p>1 走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。 (148)</p> <p>2 駐車中は車両に人が近づかないよう、措置すること。 (149)</p>	外装	<p>1 走行中は歩行者に配慮し、安全運転に努めること。 (148)</p> <p>2 駐車中は車両に人が近づかないよう、措置すること。 (149)</p>
座席 (021)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p>	座席 (021)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p>
座席ベルト (023)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p>	座席ベルト (023)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p>
乗車定員 (069)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p>	乗車定員 (069)	<p>1 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。 (130)</p> <p>2 運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。 (091)</p> <p>3 60キロメートル毎時を超える速度で作動する速度警報装置を備え、その警報は運転者及び旅客が確認できること。 (131)</p> <p>4 自動車の前面、後面及び運転者席には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。 (132)</p>

その他の灯火等の制限 (点滅する灯火等) (042)	<p>1 青色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。 (133)</p> <p>2 黄色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。 (134)</p> <p>3 飛行場の設置者等からの有効な証明書を有しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。 (135)</p> <p>4 緑色の点滅灯火の点灯は、認定書に記載されている積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超える基準緩和自動車を誘導している場合に限る。 (136)</p> <p>5 誘導する基準緩和自動車を使用しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。 (137)</p> <p>6 緑色の点滅灯火の点灯は、幅3メートル以上のトレーラをけん引している場合に限る。 (074)</p> <p>7 緑色の点滅灯火の点灯は、連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。 (138)</p> <p>8 緑色の点滅灯火の点灯は、幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。 (142)</p> <p>9 青色の点滅灯火の点灯は、港湾事務所等の長が保安巡視の対象として指定した国際埠頭施設の管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲を国の職員が保安巡視をしている場合に限る。 (143)</p> <p>10 国際埠頭施設の保安巡視を行わなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。 (144)</p>	その他の灯火等の制限 (点滅する灯火等) (042)	<p>1 青色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。 (133)</p> <p>2 黄色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。 (134)</p> <p>3 飛行場の設置者等からの有効な証明書を有しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。 (135)</p> <p>4 緑色の点滅灯火の点灯は、認定書に記載されている積載物品が長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超える基準緩和自動車を誘導している場合に限る。 (136)</p> <p>5 誘導する基準緩和自動車を使用しなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。 (137)</p> <p>6 緑色の点滅灯火の点灯は、幅3メートル以上のトレーラをけん引している場合に限る。 (074)</p> <p>7 緑色の点滅灯火の点灯は、連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。 (138)</p> <p>8 緑色の点滅灯火の点灯は、幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引している場合に限る。 (142)</p> <p>9 青色の点滅灯火の点灯は、港湾事務所等の長が保安巡視の対象として指定した国際埠頭施設の管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲を国の職員が保安巡視をしている場合に限る。 (143)</p> <p>10 国際埠頭施設の保安巡視を行わなくなった場合は、すみやかに基準緩和の認定の取消しを申請すること。 (144)</p>
その他の項目	緩和の内容により適宜	その他の項目	緩和の内容により適宜
上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	<p>1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。 (092)</p> <p>2 運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。 (093)</p> <p>3 運行に当たっては、貨物自動車運送事業法を厳守すること。 (145)</p> <p>4 貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。 (146)</p> <p>5 被けん引自動車の車両総重量は50トン未満であること。 (147)</p>	上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車	<p>1 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。 (092)</p> <p>2 運行に当たっては、認定書(写)を携帯すること。 (093)</p> <p>3 運行に当たっては、貨物自動車運送事業法を厳守すること。 (145)</p> <p>4 貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。 (146)</p> <p>5 被けん引自動車の車両総重量は50トン未満であること。 (147)</p>

- (1) 「数字番号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示」（平成16年国土交通省告示第1600号）第1条第8号及び第9号に規定する数字番号であり、参考として付記する（以下、別表第4において同じ。）。
- (2) 幅（002）中の4の制限については、車幅灯及び尾灯が保安基準に適合するよう取り付けられている場合にあっては、付さないこととする。

- (1) 「数字番号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示」（平成16年国土交通省告示第1600号）第1条第8号及び第9号に規定する数字番号であり、参考として付記する（以下、別表第4において同じ。）。
- (2) 幅（002）中の4の制限については、車幅灯及び尾灯が保安基準に適合するよう取り付けられている場合にあっては、付さないこととする。